⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年11月９日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年11月７日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔２〕二.⑴Ｂ中「ＥＴＣ専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第２項第３号に規定するＥＴＣ専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。

２　記〔３〕及び〔３〕一.中「ＥＴＣ専用施設のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改め、〔３〕一.中「当該出入口等から退出できずに」を削る。

３　記〔８〕中「令和７年10月26日」を「令和７年11月９日」に改める。

４　別添２及び別添３中「ＥＴＣ専用施設のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和７年阪神高速公告第21号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和７年11月９日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年11月７日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　上松　英司

記

１．記〔１〕２⑵①㈱ロを次のように改める。

ロ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びＥＴＣ車以外の自動車であって、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。］は、入口等から利用可能（記〔３〕に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。

２．記〔１〕３を次のように改める。

３　ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

⑴　１回当たりの料金の額

記２にかかわらず、別添２に掲げるＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外の自動車が進入した場合において、やむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、１回の通行につき１台当たり、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を利用距離とし、記２⑵②の計算式により算出した額とする。

ただし、別添３に掲げるＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外の自動車が進入した場合においては、やむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は上記の定めは適用せず、１回の通行につき１台当たり、同表に掲げる距離を利用距離とし、記２⑵②の計算式により算出した額とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、下表１の車種区分に応じた料金の額を適用する。

（中略）

（注）

別添２又は別添３に掲げる出入口等をＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

（後略）

３．記〔３〕その他を次のように改める。

阪神高速道路のうち下表のＡ路線欄に掲げる路線とＢ路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（Ｃ出入口欄に掲げる出入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はＥＴＣシステムに当該通行実績を記録したＥＴＣ車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを１回の通行とみなす。（ただし、乗継券の提出による乗継は、Ｃ出入口欄に掲げる出入口をＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に変更するときまでとする。）

（後略）

４．別添２を次のように改める。

〇出入口等の相互間の利用距離（単位：㎞）

・「―」…距離を算出できない、又は通常通行されない経路

・ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「ＥＴＣ」と表記する。

（後略）

５．別添３を次のように改める。

・ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「ＥＴＣ」と表記する。

（後略）